

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼津市長 頼重 秀一

市町村名 (市町村コード)	沼津市 (222038)
地域名 (地域内農業集落名)	大平水稻地域 (小山、横松、大井、御小、戸ヶ谷、山口、新南、政戸、東三分一、西三分一)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月5日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業用水路等が老朽化し、基盤整備が必要
- ・担い手不足(後継者がいない、高齢化)
- ・休耕田、耕作放棄地が増加している
- ・用水費などの調整・統一が難しい(地主との調整なども)
- ・地元住民の農業への理解、関心が低い

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面は主な担い手が耕作を行っているエリアを中心に稲作を継続していく
- ・耕作が行われている条件が良い農地の区画見直しや農水路の整備等を進めていく(大平東部)
- ・農業法人化(共同化)を検討していく(地区全体)
- ・稲作をこのまま続けていくかどうか検討していく(地区全体)
- ・農業振興地域(青地・白地)エリアでの農業の方向性を見直しを検討していく(地区全体)
- ・米のブランド戦略を推進していく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地及び周辺の条件が良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の主な担い手、認定農業者、新規就農者を中心に面積の拡大及び集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者及び担い手の意向を踏まえ、段階的に農地中間管理機構に貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率向上を図るため、農業者の要望を踏まえつつ、地権者や関係機関と協議を行い、整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や農業協同組合等と連携し、新たな担い手を受け入れるための相談窓口や研修体制などの構築を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、各種作業をJAが受託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--